

第 4 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（第25条～第27条）

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
1	第25条第 1 項	[規範について] 【規範の前に「最高」を入れる】 ・規範の前に「最高」を入れても良いのではないかな。 【現行のままで良い】 ・市民検討委員会においても「最高規範」を入れることができれば、という議論はあった。しかしながら本市の条例体系においては、条例同士の優劣はなくその点を考慮すると「最高」を挿入するのは難しいのではないかな。 ・仮に、「最高規範」とした場合、条例体系にないので本市の市民憲章との関係がどうなるかという課題があるのではないかな。	現行のままとする	—
2	第25条第 1 項	[逐条解説] ・逐条解説における「各種制度や体制・仕組みにおいて共通して遵守しなければならない（略）」は、主語が行政・議会であれば問題ないと思うが、本解説では主語に市民が含まれており、理念の遵守にとどまらず、市民に各種制度や体制・仕組みにおいて共通して遵守することを求めることは、馴染まないのではないかな。 例えば「市民・議会・行政は、それを認識し、まちづくりや市民活動の全般において遵守しなければならないことを定めています。」としてはどうか。	逐条解説を見直す	[逐条解説] 逐条解説の記載を整理します。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
3	第26条	[住民投票制度] 【文言の修正及び追記について】 ・「重要事項」は「重要課題」としても良いのではないか。 ・「住民投票制度を設けることができる」の前に「議会の議決を経て」を入れても良いのではないか。 【現行のままで良い】 ・「重要事項」については、他市の事例でもそのようになっており現行のとおりで良いのではないか。 ・非常設型においては住民投票の実施に条例の制定が必要であり、条例の制定は地方自治法における議決事項であることから「議会の議決を経て」を追記する必要性はないのではないか。	現行のままとする	—
4	第27条	[逐条解説] 【検証について】 ・条例の検証について、行政による検証なのか、市民も入った検証なのかを明確にするためにも、逐条解説において検証の体制に触れてはどうか。 ・みんなのまち基本条例の検証については、現状では、「執行機関の附属機関に関する条例」で検証委員会について規定し、また「みんなのまち基本条例検証委員会規則」で運営方法などについて規定していることから、そのことを逐条解説で触れることは問題ないのではないか。	逐条解説を見直す	[逐条解説] 逐条解説の記載を整理します。